

## 自治会自主防災会規約の見直し案一部訂正について

防災部会長 大淵正人

本年4月の自治会定例役員会に表記「自主防災会規約」見直し案を提出させていただき、ご検討をお願いし、5月の定例役員会で、5月末までとして修正意見等をお受けしてきました。

結果、不明箇所の質問及び誤りの指摘や修正の意見をいただきました。しかしその後、第4町内会よりいくつかの誤りや修正意見が出されました。

どちらとも言えぬ指摘については部会案とさせていただき、句読点の指摘や誤字脱字等単純ミスの訂正、もっともと思われる修正意見、より正しい表現への訂正については、よりよい規約としたいと思いますので、取り上げさせていただきます。

よって、句読点等単純な訂正は直接訂正させていただき、それ以外の下記事項については下記のように訂正し、「香川自治会自主防災会規約」として発行させていただきたいと思っております。

今後、実施していく中で、今回指摘を受けた部分も含め、問題点があれば、次回規約見直しの時に反映させていただきますので、ご了解ください。

### 自主防災会規約見直し案一部訂正箇所

- (1) 第1条 「と称する。」をいれる  
この会は香川自主防災会（以下「本会」という。）と称する。
- (2) 第6条 1項 「顧問」が抜けていたので加える  
(5) 顧問（防災リーダー等、会長が推薦した者）
- (3) 第6条 4項 文章の言い回しを修正  
「各班には班長（責任者）及び副班長を置き、その構成員の中から互選により決める。  
尚、企画・自衛・自治会館の各班については香川自治会部会長、副部会長が班長及び副班長の任にあたる。」
- (4) 第7条 5項 「顧問」を入れる  
顧問（防災リーダー等、会長が推薦した者は・・・）とする。
- (5) 第9条 2項 ( ) 書きを削除  
(総会は、自治会の総会をもって・・・)を削除する
- (6) 第10条 1項 「顧問」をいれる  
役員会は、会長、副会長、班長、副班長及び顧問（防災リーダー等、会長が推薦した者）をもって構成する。
- (7) 第10条 2項 ロの項を削除し、イロハを(1)(2)(3)に代える  
(1) 総会に提出すべきこと  
(2) 自主防災会の事業にかかわること  
(3) その他役員が特に必要と認めたこと
- (8) 第11条 2項 イロハニを(1)(2)(3)(4)に代える

以上